

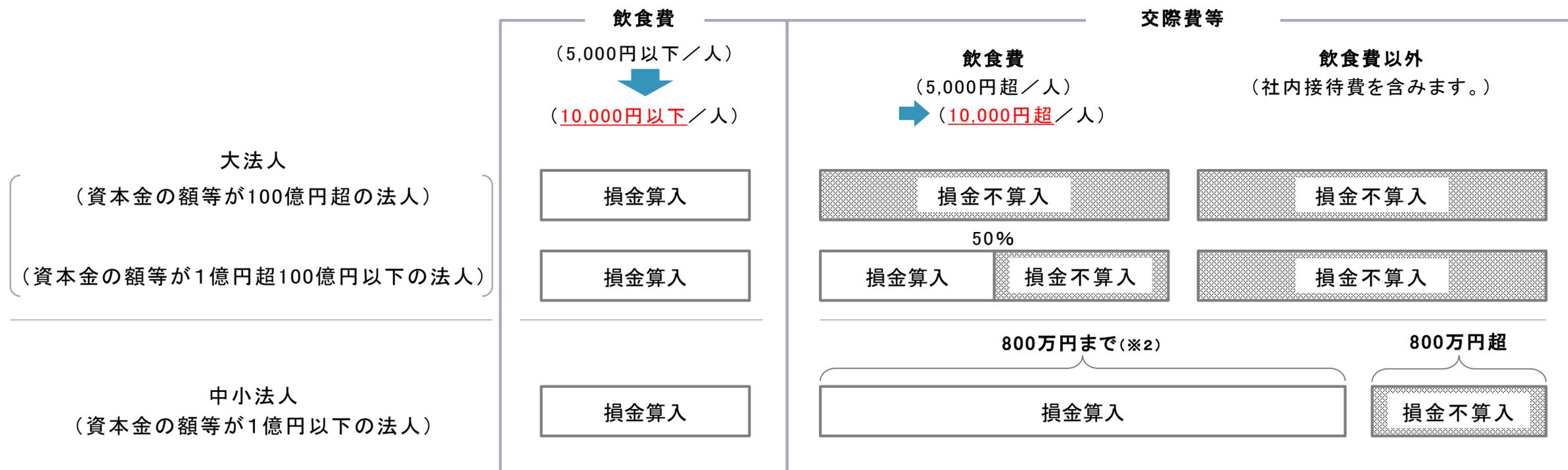
## 7 交際費等の損金不算入制度の見直し

# 交際費等の損金不算入制度の見直し

次の措置が講じられた上、その適用期限が3年延長されました(措法61の4①)。

- 1 交際費等の範囲から除かれる一定の飲食費に係る金額基準について、1人当たり10,000円以下(改正前:5,000円以下)に引上げ(※1)
- 2 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限の3年延長(措法61の4①②)

[交際費等の損金不算入制度の見直しのイメージ図]



※1 令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます(改正措令附則16)。

※2 中小法人は、交際費等の800万円までの損金算入と飲食費の50%相当額の損金算入とのいずれかを選択することが可能です(措法61の4①②)。